

平成 28 年 5 月 31 日

松阪市議会議長

大平 勇様

楠谷 さゆり

地方議会議員セミナー 研修参加報告書

日時：平成 28 年 5 月 25 日（水）

場所：イオンコンパス名古屋駅前会議室

主催：（株）地方議会総合研究所

講師：廣瀬和彦（株）地方議会総合研究所所長

明治大学政治経済学部講師

午前の部

講義題目：議員の役割と議員活動の基本

目的

議員は特定の利害関係者や支持団体、特定の地域のために働いてはいけない。なぜなら全体の奉仕者であるから。しかしながらこれは理想であって、選挙ではこれだけでは当選できな

い現実がある。それでも、地方公共団体全体の代表者としての観点から行動する必要がある。

その原点を学ぶ。

講義内容

①議員の役割における問題点

(1)口利きについて

議員としての圧力をかけて、行政側に要望を出すことは慎まなければならない。しかし、この口利きをしてくれないと「次の選挙で入れない」と言う住民もいる。市民もこの意識を変えていかなければならない。

(2)討論・議論の不足

執行部との議論ばかりで、議事機関としての役割を果たしていない議会が多い。また、自分の意見を発表しているだけの議員もいるが、「討議」とは他の人の考えを覆させるような相互議論であるべきである。

(3)監視機関・立法機関としての役割・責務の欠如

議会は、修正案をもっと出すべきである。こうするべき、ということを議会でアピールすることも必要。

(4)住民から遠い地方議員

自分の支持団体の意見ばかりを議会に持ち込んではいけない。また、議員の揚げ足ばかりを取る住民も多いが、感情的なことで右往左往しないで、責任説明を果たせば良い。日頃からなるべく出向いて、多くの市民との接触を計るべきである。

②議会の権限

(1) 予算修正案

市長の予算提出権について、議会の減額修正案と増額修正案では差異がある。予算の減額修正案は問題ないが、増額については、市長が想定していないような新設項目や、趣旨を損なうような修正など、市長の提出権限を犯してはならない。

(2) 資料要求権

議会の権限として、一般的な資料要求権を規定したものはなく、法律上議会にはこのような権限はない。また、議員個人についても、資料要求に対して、執行部側にはこれに応ずべき法律上の義務はない。

午後の部

講義題目：質問・質疑の活用

目的

質問とは議会の監視権運用の一手段である。その中でも個々の議員が行う一般質問は、当該団体の事務についての疑問点と自己の意見を述べることができるものであるが、疑問点ばかりでは執行部の追及になってしまう危険性があり、自己の意見ばかりでは演説になってしまう。一般質問の意義をよく理解して、執行部に問題がないか正しくチェックしていくことを再確認する。

①一般質問

質問通告書は事前に通告書を提出するのが普通である。通告書は、執行部が答弁の準備がある程度できるように質問内容を詳細に記載する方が良い。そんなことをすると、執行機関に有利になるのではないかと、思う議員がいるが、答弁は質問議員を通して住民に応えるものであるという質問の本質を考えるべきである。また、答弁の概要をもらったほうが議員も再質問が行い易い。もちろん、執行機関に協力をする必要はない。

執行部は質問・質疑における事前聴き取りを行おうとするのが一般的であるが、それにはどのような弊害があるのか。それは、議員が事前に解釈をしてしまうと、住民には何もわからず終了してしまう可能性があることである。

一括質問か一問一答かについては、一問一答の必要性を考えるべきである。その理由として、住民の側から聞いて（読んで）わかりやすいのは、一問一答方式であるから。また、一括質問の場合、答弁漏れが起こりやすい。

また、「質問」であるからには、公の見解を聞くのが議員の役目であるから、質問には答弁で終わらせること。自分の意見で質問を終えるべきではない。

さらには、答弁が「検討します」、「善処します」、となったものについては、追跡しフォローアップを行うことが大切である。

② 質疑

質疑は、議題となった案件しか対象にできない。また、自己の意見を述べることはできず、疑問点だけを述べる。

委員会付託前の質疑とは、提案説明後に議員が議案の内容に対し質疑を行うことである。

また、委員長報告に対する質疑とは、委員会での審査の経過及び結果の報告について議員が委員長に対して行う質疑をいう。委員長報告に対する質疑で議案の内容について質疑を蒸し返すことは不可能である。

所感

地方議会での実例も挙げてわかり易い講義であった。質問通告書と、執行機関からの事前の聞き取りについてはよく問題になる点であるが、答弁をある程度事前に把握していないと、慣れない新人議員にとっては、再質問は困難であることが多い。しかし、答弁は質問

議員を通して住民に応えるものであるという質問の本質を考え、今後は経験を積んで研鑽していきたいと思う。

以上